

第 2 5 号議案

桶川市印鑑条例の一部を改正する条例

桶川市印鑑条例（平成 3 年桶川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する自己に係る <u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。) <u>を用いて</u>、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能をもつもの(以下「多機能端末機」という。)に利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請する場合</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する自己に係る <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。) <u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>を用いて、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証</p>

	<p>明書を自動的に交付する機能をもつもの(以下「多機能端末機」という。)に利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請する場合</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月5日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。